

平成30年（行コ）第119号

控訴人 光城敏雄 外1名

被控訴人 大東市上下水道事業管理者

補助参加人 株式会社新田工務店

控訴理由書訂正申立書

平成30年12月17日

大阪高等裁判所13民事部A1係 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 井上 善雄

同 豊島 達哉

同 西川 満喜



頭書事件について、控訴人は、次のとおり控訴理由書を訂正いたします。

1 事件の表示等について、以下の通り訂正する

平成30年（行コ）第119号

大東市灰塚配水ポンプ室談合損害賠償等請求控訴事件（住民訴訟）

控訴人 光城敏雄 外1名

被控訴人 大東市上下水道事業管理者

補助参加人 株式会社新田工務店